



島根県報

令和2年2月12日（水）

第 7 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の設立申請	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ ” ）	2
保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	4

【公企規程】

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（企 業 局 総 務 課）	5
----------------------	---------------	---

告 示**島根県告示第59号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第1項の規定により、大田市三瓶町志学イ198-2原田司外15名から大田市三瓶町加瀬土地改良区の設立認可の申請があり、同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第60号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和2年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
防六池地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	平成30年9月25日
東平原地区 用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	令和元年8月30日
東平原地区 農道事業（県営農地環境整備事業）	令和元年8月30日

島根県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
知夫村（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(8) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(8) 次の森林については、主伐は、択伐による。

知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(10) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び知夫村役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第62号

令和元年島根県告示第472号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月12日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
浜田市金城町波佐イ93、イ93-1、イ94、イ113、イ113-1、イ113内2、イ1085、イ1085内1、イ1086-3、イ1086内1、イ1086内2	酒井 安人
浜田市金城町波佐イ581-1、イ1194-1	古和 文男
浜田市金城町波佐イ1222-2	古和 うな

島根県告示第63号

令和元年農林水産省告示第1645号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和2年2月12日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
江津市桜江町田津620-12、620-17	楸 辰人
江津市桜江町田津620-17	石橋 武鬼
江津市桜江町田津621-14、621-37、621-38	谷口 華子郎
江津市桜江町田津621-15、621-44、621-46、621-47	楸 良嗣
江津市桜江町田津621-19	楸 勝仁

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年2月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第1号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の電気事業会計勘定科目表費用の部中「賃金」を削り、同表資産の部中「添加電話線」を「添架電話線」に改め、「賃金」を削り、別表第1の工業用水道事業会計勘定科目表費用の部及び資産の部中「賃金」を削り、同表負債の部中「未払賃金」を削り、別表第1の水道事業会計勘定科目表費用の部及び資産の部中「賃金」を削り、同表負債の部中「未払賃金」を削り、別表第1の宅地造成事業会計勘定科目表費用の部及び資産の部中「賃金」を削り、同表負債の部中「未払賃金」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。